

いなべ市福祉活動普及協力校事業実施要綱

(目的)

第1条 いなべ市内の小学校・中学校・高等学校（以下「学校」という。）の児童・生徒に、地域福祉への関心を高め、思いやりとやさしさを養う福祉教育を学校が実践できるよう社会福祉法人いなべ市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が支援する。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、本会とする。

(実施方法)

第3条 福祉教育の実践にあたり、本事業における本会の支援を希望する学校が、福祉活動普及協力校（以下「福祉協力校」という。）として登録することで、本要綱に基づき本会が支援するものとする。

(福祉協力校登録)

第4条 福祉教育を実践するうえで、本事業における本会の支援を希望する学校は、いなべ市福祉活動普及協力校登録申請書（様式1）を本会へ提出する。

(福祉協力校登録決定)

第5条 本会は、いなべ市福祉活動普及協力校登録申請書（様式1）が提出された場合、速やかに協議・決定し、いなべ市福祉活動普及協力校登録通知書（様式2）にて登録を通知する。

(期間)

第6条 福祉協力校の登録は、登録から登録の辞退を申し出るまでの期間とする。

2 助成対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年度とする。

(登録辞退)

第7条 福祉協力校の登録辞退を希望する学校は、いなべ市福祉活動普及協力校辞退届（様式3）を本会に提出することで辞退することができる。

(福祉協力校への支援)

第8条 本会は、福祉協力校が円滑に福祉教育を実践できるよう、次のような支援を行う。

- (1) 福祉教育の相談・計画・連絡調整
- (2) 関係資料の作成、情報の提供および活動事例の収集
- (3) 助成金の支給

(4) その他必要な事項を実施

(助成金)

第9条 本会は、福祉協力校が福祉教育を実践するために必要な事業経費として助成金を希望する場合は、年度あたり1校50,000円を上限として支給する。

(助成対象外事業等)

第10条 次に該当する場合は助成の対象外とする。

- (1) 児童・生徒・PTA相互の共益、親睦のみの事業
- (2) 謝礼金とは別に他者・団体への金銭、それに準ずるものを贈る行為
- (3) その他、市民の理解が得られないと本会が判断した事業等

(助成対象外経費)

第11条 次の経費は助成の対象外とする。

- (1) 児童・生徒・PTAによる会議、総会にかかる経費および職員の人件費等、学校の運営に要する経費
- (2) 学校の整備、利益となるような物品の購入費
- (3) その他、市民の理解が得られないと本会が判断した事業の経費

(助成金申請)

第12条 本事業における助成金の支給を希望する福祉協力校は、毎年度7月末日までにいなべ市福祉活動普及協力校福祉教育実践計画兼助成金請求書(様式4)を提出することで、当該年度の助成金の支給を受けることができる。

(福祉協力校実績報告)

第13条 事業が完了した福祉協力校は、いなべ市福祉活動普及協力校実績報告書(様式5)を当該年度の3月末日までに本会へ提出しなければならない。

(助成金返還)

第14条 次のいずれかに該当した場合は、いなべ市福祉活動普及協力校実績報告書(様式5)とともに助成金を全額または一部、本会へ返還しなければならない。なお、第1号に該当する場合は残額のみを返還とする。

- (1) 申請内容に基づき助成金を全額執行できなかった場合
- (2) 本要綱を遵守していない場合
- (3) 不正に助成金を使用した場合
- (4) その他本会が不適当と認めた場合

(助成額決定)

第15条 本会はいなべ市福祉活動普及協力校実績報告書(様式5)が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認められたときは交付すべき助成金の額をいなべ市福祉活動普及協力校事業助成金額確定通知書(様式6)により確定する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

平成27年4月 1日一部改正

平成30年5月22日一部改正

令和 8年4月 1日一部改正